

## 小学校及び中学校における事務主幹の命課基準

小学校及び中学校における事務主幹の命課基準（昭和60年教委訓令第1号）の全部を改正する。

- 1 登別市立学校管理規則（昭和46年教委規則第1号）第7条第1項に定める事務主幹は、高度な知識と豊富な経験を有し、次の要件を満たす者のうち、北海道教育委員会又は札幌市教育委員会が選考した結果、命課が適当と判断した候補者について命課する。なお、事務主幹の命課基準については、「市町村立の小学校及び中学校の事務主幹の命課に関する取扱い」（平成23年5月26日北海道教育委員会教育長決定）の第3による。
- 2 命課日は、原則として毎年4月1日とする。
- 3 事務主幹及び事務主幹命課候補者が配置数に満たない場合は、配置学校に事務主幹以外の者を配置することができる。
- 4 この基準の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- 5 この基準は、平成23年11月10日から施行する。（平成23年教委訓令第1号）